



～18歳からの「君ならどうする？」～
若年者のための消費生活サポート情報



第31号
2023. 11. 24

ネット料金が安くなると 勧誘されたが・・・

事例

先日、大手電話会社を名乗る人から「ネット料金が今より安くなる」と電話で勧誘されたので、承諾した。「別の担当者から電話させる、その時点で成約になる」と言われた。その後、着信のあった電話番号をネットで検索すると、別会社との契約になることが判明したので解約したい。（20代 女性）



©KANAGAWA2013

- 一言アドバイス**
- 電気通信事業法における消費者保護ルールでは、光回線などの電話勧誘の際に、原則、契約前に書面を交付し、料金や提供の条件を説明する義務が課されています。
 - 契約書面を受け取ってから8日間は初期契約解除制度を利用して解約ができる場合があります。
 - 電話で強引に勧誘されたり、契約の手続を急かされたりするケースもあります。現在の契約内容と比較し、不要であれば、きっぱり断りましょう。



北海道消費者
教育PRキャラクター
「ちえ子さん」

- サポート情報のバックナンバーはこちらから
～18歳から大人～若年消費者のための特設ページ
URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/youngindex.html>



困った時はひとりで悩まず相談しましょう！
北海道立消費生活センター 受付時間 平日／午前9時～午後4時30分

相談専用電話 ☎ 050-7505-0999

消費者ホットライン※ ☎ 188（「嫌や！」泣き寝入り）

※全国共通の電話番号。お住まいの市町村など、近くの消費生活相談窓口をご案内します。

北海道消費者
教育PRキャラクター
「かしこしか」

